

## 検査機器の判定値設定誤りについて

自動車技術総合機構 茨城事務所に設置された前照灯試験機 2 台において、判定値の設定の一部に誤りがあり、特定の車両に対して必ず不適合と判定する設定となっていたことが判明いたしました。

当該事務所において当該判定値による審査は行っておりませんが、適正であるべき検査機器の設定に誤りがあったことについて重大なことと受け止め、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止に努めて参ります。

### 1. 概要

「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯」については、最高光度点が照明部中心の左下側にあることと規定されています。しかし、茨城事務所の第3及び第4コースの前照灯試験機において、最高光度点を検出する領域を設定する値の符号（プラス・マイナス）を取り違えて設定しており、この結果、カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯を備えた自動車に対して必ず不適合と判定する設定となっていました。（別紙をご参照下さい。）

なお、当該事務所においては、当該判定値による審査は行っておりませんでした。

#### カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の基準

- 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。
- 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

### 2. 原因

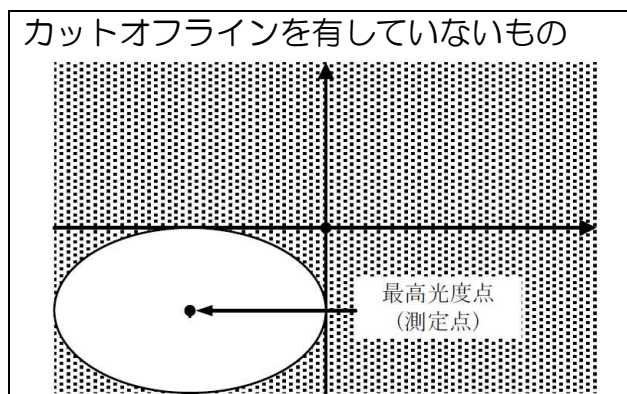
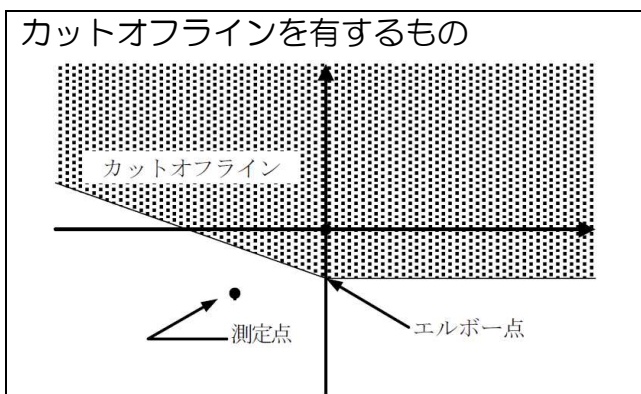
- ① 前照灯試験機の判定値の設定方法（プラス・マイナスの符号）が機器メーカーや年式によって異なり、誤設定のあった検査機器と同じ符号を用いる試験機もあるため、設定された符号が正しいという認識で機器の確認を行っていました。
- ② 当該事務所では、当該判定値による審査を行っていないため、適合と判定する領域がない設定であることに気づきませんでした。

### 3. 再発防止対策

- ① 検査コース毎に正しい判定値一覧を検査機器メーカーと作成し、これを基に検査機器の日常的点検を実施していきます。
- ② 検査機器校正実施機関による校正の機会に、判定値設定に誤りがあれば直ちに報告を求めるとします。
- ③ 判定値の設定を誤認しないように機器仕様の改善を図っていきます。

問い合わせ先  
〒160-0003  
東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル  
自動車機構本部 企画部企画課  
電話 03-5363-3441 (代表)  
FAX 03-5363-3347

すれ違い用前照灯の配光例



※カットオフラインとは、すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のこと。

今回の検査機器における誤設定の内容（左右方向の適合範囲）

正しい設定	誤った設定
<p><math>60.0\text{cm} \geq \text{最高光度点の位置} \geq 0.0\text{cm}</math></p>	<p><math>-60.0\text{cm} \geq \text{最高光度点の位置}</math> かつ <math>\text{最高光度点の位置} \geq 0.0\text{cm}</math></p>